

ふるさと納税謝礼品協力事業者を募集します！

「ふるさと納税の謝礼品として、商品等を提供していただける事業者を募集します」

【ふるさと納税制度とは？】

自らの故郷やお世話になった自治体、これから応援したい自治体等に対して寄附をすることで、住民税や所得税が控除される制度です。

【謝礼品について】

越谷市では、市外在住者から10,000円以上の寄附金を受領した場合、寄附に対する感謝の意を表するとともに、**市を全国にPRするため、地元の特産品等を贈呈しています。**

【募集概要】

◆募集する謝礼品

※次のいずれかに該当するもの

- (1)越谷市内で生産・加工・製造されたもの、または越谷市内で生産された原材料を使ったもの
- (2)越谷市内で提供できる体験・サービス
- (3)市の観光等PR事業に関連するもの

◆提供事業者となる条件

- (1)市内に本社、支社、事業者があること
- (2)市税の滞納がないこと
- (3)個人情報に係る法令を遵守すること
- (4)暴力団等に関わりがないこと
- (5)HACCAPに沿った衛生管理を行っていること(食品を取扱う場合のみ)

※謝礼品として扱えない例

- ・金額表示のある商品・サービス券
- ・換金できる商品(金銀・金券等)
- ・越谷市に関係がないもの …等

◆寄附金額について

- ・寄附金額は、登録する謝礼品の金額に応じて自由に設定することが可能です。
- ※但し、寄附金額は10,000円以上とし、謝礼品額は寄附金額の3割以内とする。

<手続きの流れ>

①謝礼品追加に係る相談(事業者⇒越谷市)

②協定書の締結(越谷市⇔事業者)

謝礼品の登録(追加)！

③謝礼品のサイト掲載(越谷市)

※事業者は謝礼品写真、商品紹介文を準備

④寄附申込み(寄附者⇒越谷市)

⑤謝礼品発送依頼(越谷市⇒事業者)

⑥謝礼品発送(事業者⇒寄附者)

⑦請求書等の提出(事業者⇒越谷市)



<問合せ>

越谷市役所市民協働部
市民活動支援課
電話:048-963-9153
FAX:048-965-7809